

## 市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付要綱

(平成18年3月14日 告示第29号)

(趣旨)

第1条 市長は、本市の都市イメージを高める市の顔づくりを推進するため、市民の団体又はグループが主体的に行う調査活動などに要する経費に対し、予算の範囲内において、富津市補助金等交付規則(昭和47年富津市規則第6号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき当該団体等に対し補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市内で活動する概ね10人以上の団体やグループ(以下「団体等」という。)で、その過半数が市内在住、在勤又は在学の者で構成されているものとする。

(対象事業、経費及び期間)

第3条 補助の対象となる事業、経費及び期間は、別表のとおりとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、前条の補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は、市の会計年度毎に200,000円とする。

(提案)

第5条 団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付提案書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(採択通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査のうえ、これを適切と認めるときは、市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金採択書(別記第2号様式)を団体等に通知するものとする。

(申請)

第7条 団体等は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請するときは、市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金交付申請の提出があったときは、規則第4条の規定に基

づき調査し、適正と認めたときは、規則第6条の規定により補助金交付通知書を当該申請者に対して交付するものとする。

( 交付条件 )

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 補助事業の内容変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を得るものとする。
- ( 2 ) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- ( 3 ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行困難となった場合は速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

( 状況報告 )

第10条 団体等は、規則第9条の規定により補助事業の遂行の状況を報告するときは、市民が誇れる市の顔づくり関連事業進捗状況報告書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

( 実績報告 )

第11条 団体等は、規則第10条の規定により、補助事業の実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付に係る市の会計年度の終了の日のいずれか早い時期までに、市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金実績報告書(別記第5号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

( 補助金の額の確定 )

第12条 市長は、規則第12条の規定により、補助事業の額を確定したときは、団体等に対して補助金交付確定通知書により通知するものとする。

( 交付の請求 )

第13条 団体等は、規則第13条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

( 交付の特例 )

第14条 団体等は、規則第14条の規定により、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金概算払請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

( 補助金の返還等 )

第15条 この補助金の交付決定又は交付を受けた団体等が、この要綱に違反又は虚偽の申請等を行ったことが認められたときは、交付決定の取り消し、又は補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

( 補則 )

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条）

市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助対象事業、経費及び期間

補助対象事業	補助対象経費	補助対象期間
<p>事業主体が直接かつ継続して行う事業で下記によるものとする。</p> <p>1 地域の特色を生かした公共性のある事業とする。</p> <p>2 区や自治会及び市民団体等が自ら企画し事業を実施するものとする。</p> <p>3 政治、宗教及び営利を目的としない事業とする。</p> <p>4 市の他の補助金の交付対象とならない事業とする。</p> <p>5 その他市長が特別に認める事業とする。</p>	<p>地域の特性を生かした地域づくりの活動を推進するための地域間交流や人材育成、各種地域づくり計画策定等を行う経費及び活動を行うために要する経費とする。</p> <p>ただし、通常の運営経費や構成員に係る人件費及び食糧費、その他市長が対象外と認めたものは除外するものとする。</p>	<p>3年以内</p>

別記

第1号様式（第5条）

市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付提案書

年 月 日

富津市長 様

事業主体名

代表者

印

市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助対象事業を下記のとおり実施したいので市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付要綱第5条の規定により提出いたします。

記

1 事業の目的及び内容

2 事業計画書

3 補助金申請額調書

4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 地域の特性等がわかる写真、書類等

(2) その他必要な書類

第2号様式（第6条）

市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金採択書

年 月 日

事業主体名

代表者

様

富津市長

印

年 月 日付けで提案のあった事業については、市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付要綱第3条に規定する補助対象事業として採択しますので、同要綱第7条の規定により、交付の申請をされるよう通知します。

第3号様式（第7条）

市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付申請書

年 月 日

富津市長 様

事業主体名  
代表者

印

年度において市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助対象事業を下記のとおり実施したいので市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 事業計画書

3 補助金申請額調書

4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 団体の場合は規約又は定款。ただし、初年度以外で変更のない場合は不要とする。
- (2) 地域の特性等がわかる写真、書類等
- (3) その他必要な書類

第4号様式(第10条)

市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金進捗状況報告書

年 月 日

富津市長 様

事業主体名  
代表者

印

年 月 日付け、富津市指令第 号で交付決定のあった市民が  
誇れる市の顔づくり関連事業補助金に関し、市民が誇れる市の顔づくり関連事  
業補助金交付要綱第10条の規定により進捗状況を報告します。

記

事業の進捗状況



第5号様式(第11条)

市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金実績報告書

年 月 日

富津市長 様

事業主体名  
代表者

印

年 月 日付け、富津市指令第 号で交付決定のあった市民が誇れる市の顔づくり関連事業を下記のとおり完了したので市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付要綱第11条の規定により報告いたします。

記

1 事業の目的及び内容

2 事業報告書

3 事業収支決算書

4 補助事業の完了年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業実施に関する写真、書類等
- (2) その他必要な書類

第6号様式(第13条)

市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付請求書

年 月 日

富津市長 様

事業主体名  
代表者

印

年 月 日付け、富津市達第 号で交付確定のあった市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金について、市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付要綱第13条の規定により下記の金額を請求いたします。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 交付請求額  | 円 |
| 2 概算払受領額 | 円 |
| 3 今回請求額  | 円 |

第7号様式(第14条)

市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金概算払請求書

年 月 日

富津市長 様

事業主体名  
代表者

印

年 月 日付け、富津市指令第 号で交付決定のあった市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金について、市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金交付要綱第14条の規定により概算払いの交付を受けたいので、下記の金額を請求いたします。

記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 交付決定額     | 円 |
| 2 | 概算払請求額    | 円 |
| 3 | 残額        | 円 |
| 4 | 概算払を受ける理由 |   |